水質汚濁防止法の施行に係る留意事項等について

令和5年8月18日 千葉市環境局環境保全部環境規制課

1 特定施設等の設置及び変更の届出について

- (1)根拠条文:水質汚濁防止法(以下「法」という。)第5条第1項、第7条
- (2) 遵守事項

水質汚濁防止法により定められた特定施設を設置し、工場・事業場から公共用水域に 水を排出する者は工事着手予定日の 60 日前までに特定施設設置の届出をしなければ なりません。

また、第5条第1項の届出をした者が、特定施設等の構造、特定施設等の設備、特定施設等の使用の方法(下水道に接続した場合を含む。)、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量、排出水に係る用水及び排水の系統などを変更する場合は、工事着手予定日の60日前までに、特定施設等の構造等の変更の届出をしなければなりません。

(3) 留意事項

事業場内の施設の点検など、行政への届出漏れを防止・チェックする仕組みを構築することにより、届出漏れがないよう十分に対策を講じてください。

2 排水基準の遵守について

- (1) 根拠条文: 法第12条第1項
- (2) 遵守事項

公共用水域に排出水を排出する者は、排水基準(排出水の濃度規制)を遵守しなければなりません。排水基準は、排出水の汚染状態について有害物質(カドミウム等 28 物質)と有害物質以外の項目(水素イオン濃度等 15 項目)について、それぞれ許容濃度が定められています。

(3) 留意事項

排水基準には、水質汚濁防止法により全国一律に定められた基準(一律基準)と、一律基準では水質汚濁防止が十分でない公共用水域について、同法の規定により都道府県条例で定められた一律基準より厳しい基準(上乗せ基準)とがあり、千葉県では、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」による上乗せ基準を設定しています。排水基準は業種、排水量、設置時期及び排出する水域により異なりますので注意してください。

3 排出水の汚染状態の測定・記録・保存について

(1) 根拠条文: 法第14条第1項

(2) 遵守事項

公共用水域に排出水を排出する者は、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければなりません。千葉県では、「千葉県排出水及び特定地下浸透水の汚染状態の測定の回数を定める条例」により、自主水質測定の回数について、法に基づく回数よりも多い回数を定めています。日平均排水量が30㎡以上の事業場では3か月に1回以上の頻度での測定が必要です。千葉市においても同様です。

測定の結果は、法施行規則第9条第8号に規定する様式第8(水質測定記録表)により記録しなければなりません。ただし、計量法の登録を受けた者から計量証明書の交付を受けた場合には、水質測定記録表への記載を省略することができます。測定結果の記録は、測定に伴い作成したチャートその他の資料及び計量証明書があれば当該証明書とともに、3年間保存しなければなりません。

(3) 留意事項

事業者による水質測定結果の記録・保存は、排水基準遵守等の自主的な履行の確保に 資することを目的として実施されるものです。排水基準の超過が確認された場合、直ち に原因を究明して改善を行ってください。

また、水質測定の結果の記録・保存においては、排水基準内のものだけではなく、 超過したものも適切に実施してください。再採水を実施して基準以内の結果のみ記録・ 保存するなどの不適切な取扱いは行わないようにしてください。

4 事故時の措置について

(1) 根拠条文:法第14条の2第1項

(2) 遵守事項

特定事業場の設置者は、事故により有害物質を含む水若しくは生活環境項目について 排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、又は有害物質を含む 水が地下に浸透したことにより人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれが あるときは、ただちに、有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれが ある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のために応急の措置を講ずるとともに、 速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません。

(3) 留意事項

事故が発生した場合、事故時の措置の届出を行うことが必要であるとともに、周辺への影響を最小限に抑えることが重要となるため、事故を覚知した時点で直ちに千葉市環境規制課に連絡してください。

また、事業場内の排水経路及び排水口の遮断方法を改めて確認し、公共用水域への流出防止を徹底してください。

5 事業者の責務について

(1) 根拠条文: 法第14条の4

(2) 遵守事項

事業者は、排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は 廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は 廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるよう にしなければなりません。

(3) 留意事項

汚水又は廃液の排出先の把握、汚濁の負荷の低減に資する施設の整備及び維持管理など、水質汚濁の防止に必要な措置を徹底してください。

6 備考

水質汚濁防止法の施行に当たっては、千葉市ホームページに事業者向けのてびきを掲載していますので、御確認ください。

・水質汚濁防止法のてびき(千葉市)

https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/water_suisitumeibo.html

・評価書の公表について (千葉県)

https://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/press/2023/koitogawa-mizu200.html